

佐野市市民活動推進計画 (第三期計画)

平成31（2019）年3月

栃木県佐野市



はじめに

本市では、「誰もが住み良い豊かな暮らしを実感できる、市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を基本理念とした「佐野市市民活動推進計画」及び「佐野市市民活動推進計画(第二期計画)」の施策の取組を推進してまいりました。

本市を取り巻く社会環境は、急速に進行する人口減少や少子高齢化、全国各地で発生する大規模災害による安全・安心に対する意識の高まりなど、対応すべき課題が大きく変化してきております。市民活動を取り巻く環境につきましても、市民活動の担い手の高齢化が進行する中、今後、市民活動の担い手となる人材の育成等も今まで以上に重要となってまいります。これらの新たな課題に対応するために、「佐野市市民活動推進計画(第三期計画)」を策定いたしました。

また、平成31(2019)年1月に協働による自治の推進の必要性を定めた「佐野市自治基本条例」が施行となりました。これらを踏まえ、「市民参加による自立したまちづくり」を基本理念として、市民の皆様との連携を図りながら、協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました佐野市市民活動推進委員会委員の皆様をはじめ、関係の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成31(2019)年3月

佐野市長 岡部正英

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第2章 市民活動・市民協働の理念	3
第1節 市民活動・市民協働の理念	3
第2節 用語の定義	3
第3節 市民活動を担う主体の役割	4
第3章 市民活動の現状と課題	5
第1節 本市における市民活動の推進に関する取組のあゆみ	5
第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題	6
第4章 市民活動を推進するための取組	19
第1節 計画の基本理念	19
第2節 計画の基本目標	19
第3節 計画の体系	20
第4節 施策の展開	21
基本目標1 市民参画・協働の理解促進	21
基本目標2 市民活動団体への支援と連携強化	25
基本目標3 地域活動の充実	28
第5章 計画の推進にむけて	31
第1節 計画の推進体制	31
第2節 計画の進行管理等	32
資料編	34
1 市政に関するアンケート結果	35
2 策定経過	36
3 市民活動参画支援事業・市民活動モデル町会支援事業の活動状況	37
4 佐野市市民活動推進条例	42
5 佐野市市民活動センター条例	45
6 佐野市市民活動推進委員会規則	49
7 佐野市市民活動推進委員会委員名簿	51
8 佐野市市民活動推進本部設置要綱	52
9 佐野市市民活動推進本部委員名簿	53

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成19（2007）年12月に、佐野市市民活動推進条例を制定し、市民活動を推進し、人と人の触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指してきました。また、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し実施するため、平成22（2010）年3月に佐野市市民活動推進計画を、平成26（2014）年3月に佐野市市民活動推進計画（第二期計画）を策定し、市民活動を推進してきました。

さて、阪神・淡路大震災後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10（1998）年に制定された特定非営利活動促進法は、平成28（2016）年の法律改正により制度の使いやすさと信頼性がさらに向上しました。また、東日本大震災等において、町会等のコミュニティの役割や重要性が再認識されました。さらに、平成28（2016）年の介護保険法の改正により、高齢者の在宅生活を支えるため、NPOや町会等の多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスを提供することが求められています。

このような状況の中、本市では、平成30（2018）年3月に「第2次佐野市総合計画基本構想」(※)を策定し、今後のまちづくりの方向性とその実現に向けた取組を明らかにしました。その中で、基本目標7として「市民参加による自立したまちづくり」を掲げ、「市民や町会をはじめとする各種団体等と行政との協働によるまちづくりを推進し、市民参加の機会やコミュニティ活動の充実を図ります。」としています。また、平成31（2019）年1月には、協働による自治の推進の必要性を定めた「佐野市自治基本条例」が施行となりました。

これらを踏まえ、佐野市市民活動推進計画（第三期計画）は、佐野市市民活動推進条例の基本理念を実現するための、基本的な取組方針や施策、事業などをまとめ策定するものです。

(※)第2次佐野市総合計画基本構想

本市が目指すべき将来像やそれを実現するための行政経営方針等を示すもので、計画期間を平成30（2018）年度から平成41（2029）年度までの12年間としている。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、佐野市市民活動推進条例第4条第1項に規定する「市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施」するために策定するものです。

さらに、第2次佐野市総合計画の部門計画としての性格を有し、今後の市民との協働の推進に関する基本目標と推進施策を明らかにします。

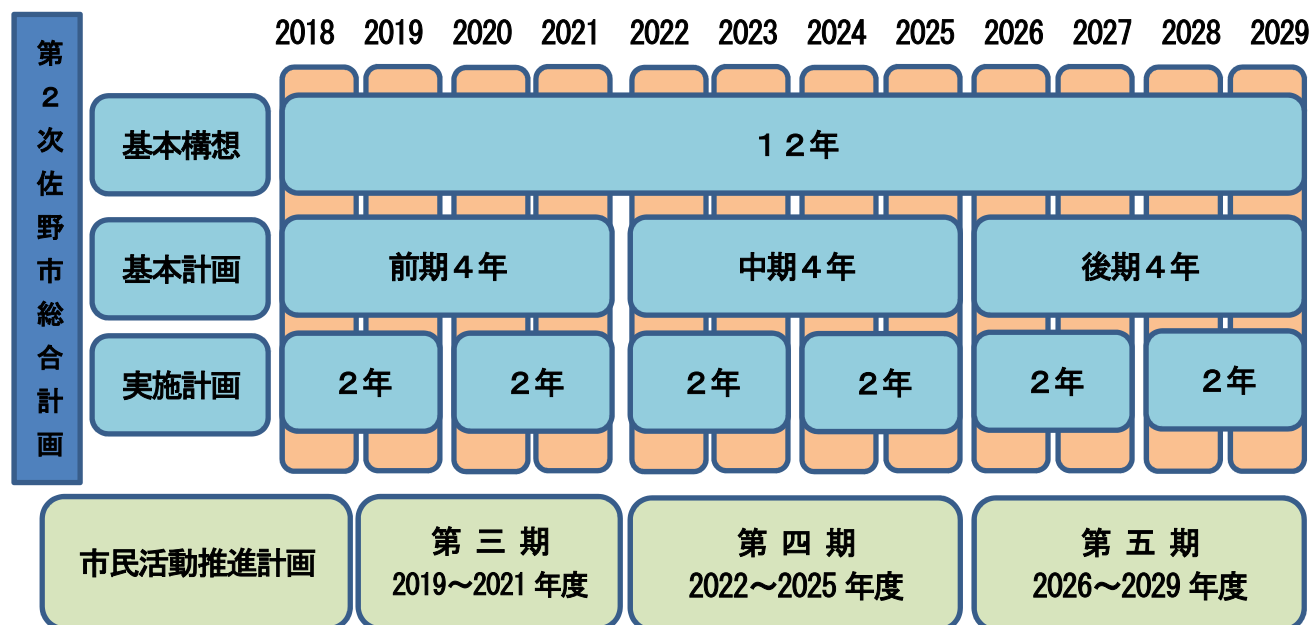
第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成33（2021）年度までとします。

第2次佐野市総合計画と佐野市市民活動推進計画（第三期計画）の関連性

佐野市市民活動推進計画（第三期計画）は、第2次佐野市総合計画前期基本計画の基本目標7「市民参加による自立したまちづくり」を推進するために基本目標や推進施策を定めたものです。

○第2次佐野市総合計画及び市民活動推進計画の構成と期間



第2章 市民活動・市民協働の理念

第1節 市民活動・市民協働の理念

本市では、平成19（2007）年12月に佐野市市民活動推進条例を制定し、市がめざすまちづくりの中で市民活動・市民協働が果たす意義を明らかにしています。

第3条に、基本理念を示し、この理念に基づき市民活動・市民協働を推進していきます。

（基本理念）

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

第2節 用語の定義

市民活動

営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うもので、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- （1） 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成することを目的とする活動
- （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- （3） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的にその活動を行う団体をいいます。

NPOやボランティア団体のように特定の目的の実現のために活動する団体や町会やコミュニティ協議会のように一定の地域に住む人たちが地域住民間の相互扶助を目的として活動する団体があります。

第3節 市民活動を担う主体の役割

佐野市市民活動推進条例において、市民、市民活動団体、事業者、市の役割を次のとおり規定しています。

市民

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市民活動団体

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

事業者

市民活動の基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

市

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。また、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。

第3章 市民活動の現状と課題

第1節 本市における市民活動の推進に関する取組のあゆみ

時 期	内 容
平成18（2006）年4月	佐野市総合ボランティアセンターに指定管理者制度(※1)を導入
平成20（2008）年4月	佐野市市民活動推進条例施行 佐野市総合ボランティアセンターを廃止し、佐野市市民活動センターを設置 NPO法人の認証事務等が権限移譲(※2)により県から市へ移管
平成22（2010）年3月 5月	佐野市市民活動推進計画策定 佐野市市民活動参画支援事業補助金交付要綱施行
平成23（2011）年4月	佐野市市民活動モデル町会支援事業交付金交付要綱施行
平成26（2014）年3月	佐野市市民活動推進計画（第二期計画）策定
平成27（2015）年4月	佐野市市民協働推進員設置要綱施行 佐野市地域担当職員制度実施要綱施行
平成29（2017）年7月	佐野市市民活動推進本部設置要綱施行
平成31（2019）年1月	佐野市自治基本条例施行

(※1)指定管理者制度

地方自治法の一部改正(平成15（2003）年9月施行)により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループ等法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度である。

(※2)権限移譲

平成12（2000）年施行の地方分権一括法で、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理できる「事務処理特例制度」が地方自治法に創設された。これによって都道府県から市町村への事務処理の権限の移譲が進んでいる。

第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題

市民活動推進計画（第二期計画）では3つの基本目標を掲げ、それぞれに推進施策と推進事業を定め、市民活動・市民協働の推進に取り組みました。

その取組状況と課題をまとめました。

基本目標1 ―協働の理解促進と市民力・地域力の向上―

協働によるまちづくりを進めるため、市民や市民活動団体、事業者に対し、協働・市民活動に対する理解と関心が深まるような情報提供や啓発活動に取り組みます。また、協働を基本とした市政に転換するよう市職員への啓発や行政内部の体制整備に取り組みます。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
市民活動に参加している、若しくは参加したことがある市民の割合	65.1%	69.0%	62.6%

(市政に関するアンケートより)

推進施策1 市民、市民活動団体に対する意識啓発推進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に、協働の意義や理念、また市民活動の様子や実績等を知ってもらい、市民協働の担い手として行動してもらえるよう情報提供や意識啓発に取り組みました。

●市民活動・市民協働に関する研修会等の参加者数

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
研修会の参加者数	193人	310人	525人

《推進事業》

① 情報の収集・提供

〔現状〕

【情報紙の充実】

「広報さの」や市民活動センター情報紙「ここねっと」、町会長連合会だより「からさわ」、広報「あづま」、「あかみ」、コミュニティふくしだより等を通して市民活動に関する情報を発信しました。また、情報紙「シャイニング・アイ」については、紹介してきた内容が、「広報さの」や市民活動センター情報紙「ここねっと」、町会長連合会だより「からさわ」を通して紹介することができるため、廃止しました。

【市及び市民活動センターのホームページの充実】

市及び市民活動センターのホームページに、市民活動や市民活動センター登録団体に関する情報を紹介しました。

●ホームページアクセス件数

年 度	市ホームページ	市民活動センター ホームページ
平成25（2013）年度	626,200件	3,621件
平成26（2014）年度	606,517件	13,898件
平成27（2015）年度	590,067件	14,821件
平成28（2016）年度	566,328件	16,473件
平成29（2017）年度	369,341件	15,081件

【佐野ケーブルテレビの活用】

NPOやボランティア団体、町会等の活動情報を提供しました。

〔課題〕

市民活動・市民協働の理解促進には、情報の収集と発信は重要であり、今後も継続するとともに、市公式フェイスブックやツイッター等を用いてさらに積極的に情報発信を行うことが必要です。

② 相談の充実

〔現状〕

市民活動の相談に適切に対応できるよう、市民活動に関する情報収集や活動状況の把握に努めました。また、市民活動促進課は主に、NPO法人設立や町会活動に関する相談に対応し、市民活動センターは市民活動全般に関する相談に対応しました。

●市民活動センターへの相談件数

平成25（2013）年度	31件
平成26（2014）年度	28件
平成27（2015）年度	57件
平成28（2016）年度	67件
平成29（2017）年度	42件

〔課題〕

市民活動の相談に適切に対応していくために、指定管理者や市職員は、市民活動に関する知識を習得し、市民活動の状況を把握するとともに、情報を分かりやすく提供する技術を習得することが必要です。

③ 講演会・講座等の実施

〔現状〕

【市民協働の講演会・講座の開催】

市民活動センターや町会長連合会と連携し、市民活動や協働の理解を深める講演会や講座等を開催し啓発活動に取り組みました。

●市民活動・市民協働に関する研修会等の参加者数

平成25（2013）年度	226人
平成26（2014）年度	263人
平成27（2015）年度	414人
平成28（2016）年度	468人
平成29（2017）年度	525人

●楽習出前講座の開催状況

平成25（2013）年度	124回
平成26（2014）年度	136回
平成27（2015）年度	132回
平成28（2016）年度	144回
平成29（2017）年度	162回

●佐野市社会福祉協議会との連携事業

市民がボランティア活動を始めるきっかけとなるよう講座を開催しました。また、佐野市総合防災訓練において災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しました。

〔課題〕

講演会や講座の受講者は増加しているものの、受講者の多くは市民活動に関心のある市民なので、まだ市民活動に関心を持っていない市民への啓発をしていく必要があります。

推進施策2 市職員に対する意識啓発の推進

協働の推進を担う市職員に対し、市民活動や市民との協働の意義を踏まえ、事務事業を適切に実施できるよう意識啓発に取り組みました。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
市民協働を意識して事務を行っている職員の割合	－％	80.0％	44.1％

《推進事業》

① 研修の充実と協働ハンドブックの活用

〔現状〕

市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取組を進めるために研修会を実施しました。また、市民活動・協働ハンドブックを改訂し多くの活動事例を紹介しました。

〔課題〕

市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取組を進めるために、多くの活動事例を紹介していくことが効果的であり、庁内グループウェアを活用してさらに情報を発信していく必要があります。

推進施策3 行政の体制・仕組み整備

市民の意見が行政の政策形成に活かされる仕組みを充実させ、市政参画の機会の拡充を図りました。また、市役所内部で組織横断的に協働を推進する仕組みを整えました。

さらに、大学等の高等教育機関と協調し、連携を推進しました。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
市民協働推進員の設置者数	0人	60人	65人

《推進事業》

① 各審議会等への市民参加の促進

〔現状〕

行政が設置する各種審議会、委員会等に市民からの公募枠を設けるとともにパブリックコメント(※)を実施し、市民の意見を施策に反映しやすい環境の整備に努めました。

(※)政策等を策定する際に内容を公表し、市民から意見を公募する制度。

〔課題〕

公募委員については、応募者数が少なく、同じ人が繰り返し応募し固定化しつつあります。また、同じ人が複数の審議会を兼務しており、より多くの市民の意見が反映できるようにすることが必要です。

② 市民協働推進員の設置

〔現状〕

平成27(2015)年度から各課等に市民との協働を推進する市民協働推進員を配置しました。

〔課題〕

各課等における事務事業について、協働して実施することが可能かどうか検討し、可能な場合は協働で実施していくことが必要です。

③ 市民活動推進委員会の活用

〔現状〕

市長の附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する諸施策の調査審議や市民活動センターの運営評価のほか、協働の取組を審議評価しました。

〔課題〕

市民活動推進委員の意見を市民活動の推進に関する諸施策へ反映していくことが必要です。

④ 大学との連携

〔現状〕

平成２７（２０１５）年度に、佐野日本大学学園と「相互協力・連携に関する協定」の締結を行いました。

●各大学との連携事業数

大学名	平成２６年度 (２０１４年度)	平成２７年度 (２０１５年度)	平成２８年度 (２０１６年度)	平成２９年度 (２０１７年度)
佐野日本大学 短期大学	３５事業	３６事業	３５事業	３９事業
宇都宮大学	７事業	６事業	７事業	７事業
東京農工大学	３事業	３事業	３事業	３事業
足利大学	４事業	５事業	６事業	７事業

〔課題〕

これまで築いた協調関係により、各大学の知的財産を本市の課題解決に活かすため、今後さらに、市と大学が連携して行う事業を検討することが必要です。

基本目標２ ―市民活動団体への支援と連携強化―

市民活動団体の活動は、市民協働のまちづくりの推進力であり、その活動は意欲的で主体的な人々に支えられております。NPO・ボランティア団体等、様々な市民活動団体の活動を支援し、連携を強化して活動環境の整備に努め、活動団体の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 平成２４年度 (２０１２年度)	目 標 平成２９年度 (２０１７年度)	実 績 平成２９年度 (２０１７年度)
市民と協働している事業数	１３８件	１５６件	１２８件

推進施策1 活動団体の育成・支援

NPOやボランティア団体などが抱える問題の解決や、市民活動団体の人材育成に寄与するため、団体同士の交流や先進事例等を学ぶ研修を実施し、活動の向上を図りました。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
市民活動センター 登録団体数	109団体	134団体	130団体

●佐野市内にのみ事務所を置くNPO法人数

平成25(2013)年度	27法人
平成26(2014)年度	29法人
平成27(2015)年度	30法人
平成28(2016)年度	31法人
平成29(2017)年度	31法人

《推進事業》

① 情報交換・学習会の実施

〔現状〕

市民活動センターと連携して、講座等を実施しました。

●市民活動センターが実施した事業数

平成25(2013)年度	6事業
平成26(2014)年度	11事業
平成27(2015)年度	22事業
平成28(2016)年度	18事業
平成29(2017)年度	14事業

〔課題〕

各市民活動団体が連携してより効果的な活動になるよう、利用者会議に、より多くの団体が出席し交流を図れるよう努める必要があります。

② 広報活動の支援

〔現状〕

「広報さの」や市民活動センターの情報紙「ここねっと」、市や市民活動のセンターホームページ等を活用し、市民活動団体の活動情報や行事予定、募集などの情報の発信に積極的に努めました。

●市民活動センターホームページの更新回数

平成25（2013）年度	195回
平成26（2014）年度	213回
平成27（2015）年度	322回
平成28（2016）年度	314回
平成29（2017）年度	321回

〔課題〕

市公式フェイスブックやツイッター等を用いてさらに積極的に情報発信を行うことが必要です。

推進施策2 活動拠点の拡充

市民活動の拠点となる施設の利用促進を図るため、利用者のニーズを踏まえた事業の実施や相互の交流促進、相談業務の充実、市民活動の情報発信等に努めるとともに施設を利用しやすいように環境整備を行いました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	平成29年度 (2017年度)
市民活動センター利用者数	16,126人	17,000人	16,627人

《推進事業》

① 市民活動センターの充実

〔現状〕

利用者のニーズを踏まえた事業や市民活動団体の交流事業、相談業務の実施、市民活動の情報発信等に努めるとともに、施設を維持管理するための修繕を行いました。

●市民活動センター年間利用者数

平成25（2013）年度	15,515人
平成26（2014）年度	16,274人
平成27（2015）年度	17,582人
平成28（2016）年度	18,694人
平成29（2017）年度	16,627人

※平成29(2017)年度は台風のため「ふれあいフェスティバル」が実施できなかった影響もあります。

〔課題〕

市民活動団体との交流事業や相談業務の充実を図るとともに、引き続き施設の環境整備に努め、利用者が快適に活動できるようにすることが必要です。

② 地区公民館等の充実

〔現状〕

市民活動に関する情報提供やコミュニティ活動の促進を図るため、市有施設である地区公民館等において、広報「あづま」、「あかみ」、コミュニティふくしだより等を発行し、市民活動に関する情報紙を常置しました。また、文化祭や清掃活動、レクリエーション等を実施するとともに施設を維持管理するための修繕を行いました。

〔課題〕

今後、地域の活動拠点として、引き続き施設の充実を図っていくことが必要です。

③ 新庁舎に市民活動スペースの設置

〔現状〕

新庁舎に市民活動スペースを設置し、市民の活動の場となっています。

●市民活動スペース利用状況

	利用人数	稼働率※
平成28（2016）年度	23,807人	80.4%
平成29（2017）年度	28,173人	75.2%

※稼働率（%）＝ 実際に利用した日数 ÷ 利用することが可能な日数 ×100

〔課題〕

土・日・祝日に駐車場の空きスペースが少ないため、利用者の駐車が困難な状況になっています。

推進施策3 市民活動に参加するための支援

市民活動団体の活動支援、協働事業と市民を結びつけるためのきっかけづくり等、市民が主体的に市民活動に参画できるよう努めました。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
市民活動参画支援事業の支援団体数(累計)	10団体	25団体	19団体

《推進事業》

① 市民活動参画支援事業の実施

〔現状〕

市民活動団体が行う住み良いまちづくりに貢献する事業を公募し、採択した事業に対し補助金を交付するとともに、「広報さの」や市ホームページに掲載し、事業報告会を行いました。

〔課題〕

応募する団体が減少傾向にあり、団体への周知方法を工夫することが必要です。

② アドプト制度※の導入

〔現状〕

公共施設等の維持管理や美化活動が、町会等への委託や補助金の支給という方法で取り組まれているため、アドプト制度設計は改めて行いませんでした。現在アドプトとして取り組んでいる「樹木の里親」を継続実施し、平成29(2017)年度には新たに5団体が取り組みました。

〔課題〕

現在アドプトとして取り組んでいる「樹木の里親」は、すべての樹木に里親がついておりますが、今後も安定して継続していけるようにすることが必要です。

※アドプト制度

行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで管理します。

基本目標３ 一地域自治組織の確立一

市民活動の中で最も一般的な活動は、自治会活動であり、多くの市民が参加しています。この自治会活動はさまざまな分野で市と協働を実施しており、今後もその協働関係が重要になってきます。一方、地域の高齢化や未加入世帯の問題など、自治会活動の弱体化につながる問題が顕在化してきており、自治会活動に対して、人材の育成や活動の支援を行い、活動環境を整備して地域の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 平成２４年度 (２０１２年度)	目 標 平成２９年度 (２０１７年度)	実 績 平成２９年度 (２０１７年度)
町会加入世帯割合	８８．７％	８８．０％	８６．１％

推進施策１ 自治会活動支援

町会等と協働して、様々な地域の課題に取り組むとともに、地域活動のモデルとなる町会を指定し支援することで町会活動の活性化に努めました。

成果指標	実績基準年 平成２４年度 (２０１２年度)	目 標 平成２９年度 (２０１７年度)	実 績 平成２９年度 (２０１７年度)
市民活動モデル町会支援事業 の支援町会数(累計)	３町会	１２町会	１２町会

《推進事業》

① モデル町会支援事業の実施

〔現状〕

主体的な地域づくりに取り組むモデル町会を公募し、採択した町会に対し交付金を交付するとともに、町会長連合会だより「からさわ」に情報を提供し、事業報告会を行いました。

〔課題〕

応募する町会が減少傾向にあり、各町会へ丁寧に周知していく必要があります。

② 人的支援の検討

〔現状〕

平成27（2015）年度から地域担当職員制度を実施しました。市内20地域に各2名地域担当職員を配置し、地域の課題等について関係課と連絡調整を図りました。

〔課題〕

地域の状況に合った活動をする中で信頼関係を深め、課題解決に向け、環境を整えていく必要があります。

③ 財政支援の検討

〔現状〕

公共施設等の維持管理や美化活動の多くが、町会等への委託や補助金支給という形で実施されています。

〔課題〕

町会等の住民の高齢化による担い手不足が懸念されます。

推進施策2 自治会活動の拠点整備支援

地域住民の連携や町会活動の拠点となる町有公民館の整備について支援を行い、活動環境を整備しました。

成果指標	実績基準年 平成24年度 (2012年度)	目 標 平成29年度 (2017年度)	実 績 平成29年度 (2017年度)
整備された施設割合(交付施設数/町有公民館数)	31.5%	40.4%	45.5%

《推進事業》

① 町有公民館施設整備支援事業の実施

〔現状〕

町有公民館の新築・増改築・修繕・用地取得にかかる費用を支援しました。

●町有公民館施設整備支援事業実施町会

平成25（2013）年度	4町会
平成26（2014）年度	6町会
平成27（2015）年度	6町会
平成28（2016）年度	4町会
平成29（2017）年度	8町会

〔課題〕

町有公民館は町会活動の拠点であり、今後とも整備を支援していく必要があります。

第4章 市民活動を推進するための取組

第1節 計画の基本理念

本市では、市民活動の施策を総合的に推進するため、「誰もが住み良い豊かな暮らしを実感できる、市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を基本理念とする、佐野市市民活動推進計画(第一期計画)及び第二期計画を推進してきました。

第三期計画は、「市民参加による自立したまちづくり」の基本理念をもとに3つの基本目標を掲げ、今後の市民活動のさらなる推進を図ります。

第2節 計画の基本目標

基本目標1 ー市民参画・協働の理解促進ー

協働によるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、事業者に対し、協働や市民活動に関する情報の収集と提供に取り組みます。また、将来の地域を支える人材を育てるため、講演会等を開催するとともに、市民活動を紹介する機会や相談業務の充実を図ります。

基本目標2 ー市民活動団体への支援と連携強化ー

市民活動団体が連携することにより、それぞれの団体の強みを生かした効果的な活動を行うことができます。NPOやボランティア団体等の活動を支援し、交流・連携の機会の充実を図ります。

基本目標3 ー地域活動の充実ー

町会活動を中心とする地域活動は、さまざまな分野で市と協働を実施しており、ごみの減量化や防犯・防災、情報提供、見守り等の地域課題の解決に向けた様々な活動を展開しています。現在、活動の担い手の減少や未加入世帯の増加等、町会活動の弱体化につながる問題が生じており、町会活動に関わる人材の育成や活動の支援を行い、活動拠点の整備を支援して地域活動の充実を図ります。

第3節 計画の体系

基本理念	基本目標	推進施策	推進事業
市民参加による自立したまちづくり	1 市民参画・協働の理解促進	1. 協働の基本的な考え方の理解促進	① 情報の収集・提供
		2. 市民活動を担う人材の育成	① 講演会・講座等の実施 ② 小・中学校における啓発 ③ 相談業務の充実
		3. 多様な主体との協働	① 事業所との協働 ② 各審議会等への市民参加の促進 ③ 大学との連携
	2 市民活動団体への支援と連携強化	1. 市民活動団体の育成・支援	① 市民活動参画支援事業の推進 ② 情報交換・学習会の実施 ③ 広報活動の支援
		2. 活動拠点の利用促進	① 市民活動センターの利用促進 ② 地区公民館等の利用促進 ③ 市民活動スペースの利用促進
		3. 協働事業の推進	① 市民協働推進員制度の充実 ② 事務事業の委託等の推進
	3 地域活動の充実	1. 町会活動支援	① モデル町会支援事業の推進 ② 地域担当職員制度の充実 ③ 町会長連合会との連携 ④ 事務事業の委託等の推進
		2. 町会活動の拠点整備支援	① 自治公民館整備支援事業の実施

第4節 施策の展開

基本目標 1 ー市民参画・協働の理解促進ー

協働によるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、事業者に対し、協働や市民活動に関する情報の収集と提供に取り組みます。また、将来の地域を支える人材を育てるため、講演会等を開催するとともに、市民活動を紹介する機会や相談業務の充実を図ります。

成果指標	実績基準年 平成29年度 (2017年度)	目 標 平成33年度 (2021年度)
市民と協働して進めている事業数	128事業	156事業

推進施策 1 協働の基本的な考え方の理解促進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に対し、協働の意義や理念、市民活動の状況を紹介し、市民活動の担い手として行動できるよう情報の収集と提供に取り組みます。

成果指標	実績基準年 平成29年度 (2017年度)	目 標 平成33年度 (2021年度)
市民活動をしている人の割合	22.2%	23.0%

(市政に関するアンケートより)

《推進事業》

① 情報の収集・提供

[内 容]

市民活動や市民協働の事業等に関する情報や活動事例、団体紹介等の情報を積極的に収集し発信します。また、市政に関する情報を公開し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとします。

【情報紙等の活用】

「広報さの」や市民活動情報紙により、市民活動の情報提供や、活動事例の紹介を行います。

【市及び市民活動センターのホームページの充実】

積極的に情報を収集し、市ホームページ、市民活動センターホームページ等により、情報の提供を行います。また、市公式フェイスブックやツイッターを用いて、積極的に情報発信に努めます。

【マスメディアの活用】

新聞や情報紙、テレビ等様々な情報手段を活用し、市民活動の情報を積極的に発信します。

【情報の公開】

市は、市民に対し、市政に関する情報を公開するとともに、当該情報を積極的に提供できるよう努めるものとします。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 行政経営課、市民活動促進課、市民活動センター、広報・地域連携課、各課

推進施策2 市民活動を担う人材の育成

市民活動を担う人材を育成するために、講演会等を開催するとともに、小・中学校において市民活動団体の活動を紹介し、小・中学生の理解促進を図ります。また、市民活動をした人々と市民活動を必要とする人をつなぐ相談業務に取り組みます。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
協働に関する研修会等の参加者数	525人	540人

《推進事業》

① 講演会・講座等の実施

〔内 容〕

【市民協働の講演会・講座等の開催】

市民や職員に対し、市民活動や協働の理解を深めるための講演会や講座、CSR（※1）活動に関する事業、市民活動を効率的に行うためのICT（※2）に関する研修等を、市民活動センターや町会長連合会と連携し開催します。また、商業施設を会場に市民活動パネル展等を開催し、まだ市民活動に関心を持っていない層への啓発に取り組みます。

※1 CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）

企業が倫理的観点から、事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

※2 ICT（Information and communication technology 情報通信技術）

コンピュータやインターネットの技術(IT)を使い、人と人、人とコンピュータが通信する応用技術をいう。

【楽習出前講座の活用】

市民からの要望に応じて講座を開催する「楽習出前講座」を活用し、市民活動や協働に関する取組の理解を広めます。

【佐野市社会福祉協議会との連携】

佐野市社会福祉協議会と連携し、市民がボランティア活動を始めるきっかけとなる講座を開催します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、人事課、情報政策課、生涯学習課、各課

② 小・中学校における啓発

〔内 容〕

未来の活動を担う人材を育成するため、小・中学校において市民活動センター及び市民活動団体の活動を紹介し、学習に役立て、市民活動についての啓発に取り組みます。

【小・中学校への情報提供】

小・中学校に対して、市民活動センター情報紙「ここねっと」を配布し、市民活動センター及び登録団体の活動を紹介します。

【市民活動センター登録団体の派遣】

市民活動センターの相談員が、市民活動センター登録団体と小・中学校との連絡調整を行い、小・中学生の市民活動の理解促進を図ります。

【地域教育コーディネーターと市民活動団体の連携】

学校の要望と地域住民をつなぐ地域教育コーディネーターと、市民活動団体の連携を図ります。

〔時 期〕 平成31（2019）年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、生涯学習課、学校教育課

③ 相談業務の充実

〔内 容〕

市民活動促進課及び市民活動センターを窓口として、市民活動に関する相談に適切に対応できるよう努めます。また、市民活動センターで実施するボランティアの派遣や自主事業の取組を通して、市民活動を必要とする人や、市民活動を実践する方の支援を行います。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進施策3 多様な主体との協働

市民の意見が政策形成に活かされるように市政参画の機会の充実を図ります。また、事業所や大学等と連携して市民活動や市民との協働の理解を広め、協働による事務事業を適切に実施できるよう意識啓発に取り組みます。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
事業所との災害協定書締結数	49件	70件

《推進事業》

① 事業所との協働

〔内 容〕

多くの事業所が、様々な分野で地域と協力、連携した活動を行い、地域との信頼関係を築いています。高齢者の見守りについては、事業所等の協力により地域で高齢者を見守るネットワークづくりをさらに推進します。また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、事業所との災害協定を締結することにより、災害発生時の応急対策及び復旧対策について事業所の特性を生かした多様な支援体制を整えます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、危機管理課、いきいき高齢課、各課

② 各審議会等への市民参加の促進

〔内 容〕

パブリックコメント制度を活用するとともに、行政が設置する各種審議会、委員会等に市民からの公募枠を設け、市民の意見を施策に反映しやすい環境の整備に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

③ 大学との連携

〔内 容〕

宇都宮大学、東京農工大学、佐野日本大学短期大学、足利大学等の高等教育機関と協調関係を深め、連携事業を推進します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 広報・地域連携課、各課

基本目標 2 ―市民活動団体への支援と連携強化―

市民活動団体が連携することにより、それぞれの団体の強みを生かした効果的な活動を行うことができます。NPOやボランティア団体等の活動を支援し、交流・連携の機会の充実に図ります。

成果指標	実績基準年 平成29年度 (2017年度)	目 標 平成33年度 (2021年度)
市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	62.6%	69.0%

(市政に関するアンケートより)

推進施策1 市民活動団体の育成・支援

NPOやボランティア団体等の課題解決や人材育成を支援するため、団体同士の交流や先進事例等を学ぶ研修を実施し、市民活動団体への支援を行います。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
市民活動センター利用者数	16,627人	18,760人

《推進事業》

① 市民活動参画支援事業の推進

〔内 容〕

NPOやボランティア団体等が行う住み良いまちづくりに貢献する事業を公募し、採択した事業に対し補助金を交付するとともに、「広報さの」等で活動を紹介し、報告会を行います。また、新たな団体の育成を推進するため、制度を見直します。

〔時 期〕 平成31（2019）年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

② 情報交換・学習会の実施

〔内 容〕

市民活動団体の活動の活性化のために、市民活動センターにおいて市民活動団体が交流する機会づくりや複数の市民活動団体の連携事業の調整等を実施するとともに、各課における研修会の開催や市民活動団体が主催する学習会等へ職員を講師として派遣します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、各課

③ 広報活動の支援

〔内 容〕

情報紙やホームページ、市公式フェイスブック、ツイッターを活用し、市民活動団体の活動状況や行事予定、募集等を周知する情報の発信に積極的に努め団体の広報活動を支援します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 広報・地域連携課、市民活動促進課、市民活動センター、各課

推進施策2 活動拠点の利用促進

市民活動の拠点となる施設の利用促進を図るため、利用者のニーズを踏まえた事業の実施や相互の交流促進、相談業務の充実、市民活動の情報発信、施設的环境を整備します。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
市民活動センター登録団体数	130団体	140団体

《推進事業》

① 市民活動センターの利用促進

〔内 容〕

市民活動センターの利用者と指定管理者の連携のもとに、企画事業や交流事業を実施し、利用者主体の活動を推進するとともに、市民活動に関する情報提供や相談業務の充実等を図ります。相談業務を通して、NPOやボランティア団体等と町会等の連携を図ります。また、活動の拠点として、利用者が快適に活動できるよう環境を整備します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

② 地区公民館等の利用促進

〔内 容〕

市民活動に関する情報提供やコミュニティ活動の促進を図るため、地区公民館等において、情報紙等の発行や常置により情報提供を行います。また、文化祭や清掃活動、レクリエーション等を協働で実施するとともに、地域の活動拠点として施設の利用促進に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 財産活用課、行政経営課、市民活動促進課、公民館管理課、農政課、農山村振興課、市民課

③ 市民活動スペースの利用促進

〔内 容〕

市民活動スペースをさまざまな市民団体の活動の場として、研修や講演会、会議等に利用できるよう努めるとともに、市民広場駐車場の利用について検討して参ります。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 財産活用課、市民活動促進課

推進施策3 協働事業の推進

市民活動団体が協働で実施する事業の支援、また協働事業と市民を結びつけるためのきっかけづくり等、市民が市民活動に参画できるよう努めます。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
市民活動参画支援事業の支援件数(累計)	29件	41件

《推進事業》

① 市民協働推進員制度の充実

〔内 容〕

市民協働推進員が、所属する課等における協働の理解促進や課題解決のための協働事業の推進に取り組みます。また、実効性を高めるため、課長等を市民協働推進員とします。

〔時 期〕 平成31（2019）年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

② 事務事業の委託等の推進

〔内 容〕

公共施設の維持管理、美化活動及び協働できる事業について、市民活動団体への委託等を更に検討し推進します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

基本目標3 一地域活動の充実—

町会活動を中心とする地域活動は、さまざまな分野で市と協働を実施しており、ごみの減量化や防犯・防災、情報提供、見守り等の地域課題の解決に向けた様々な活動を展開しています。現在、活動の担い手の減少や未加入世帯の増加等、町会活動の弱体化につながる問題が生じており、町会活動に関わる人材の育成や活動の支援を行い、活動拠点の整備を支援して地域活動の充実を図ります。

成果指標	実績基準年 平成29年度 (2017年度)	目 標 平成33年度 (2021年度)
町会加入世帯割合	86.1%	88.4%

推進施策1 町会活動支援

町会等は、地域の連帯感の向上を図り、様々な地域の課題の解決に取り組むとともに、協働による自治の推進に努めます。また、地域活動のモデルとなる町会を指定し支援することで町会活動の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 平成29年度 (2017年度)	目 標 平成33年度 (2021年度)
市民活動モデル町会支援事業の支援町会数 (累計)	12町会	22町会

《推進事業》

① モデル町会支援事業の推進

〔内 容〕

町会が行う主体的な地域づくりを推進する事業を公募し、採択した町会に対し交付金を交付し、活動のPRに努めます。また、より多くの町会が活用できるように、積極的な働きかけを行います。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

② 地域担当職員制度の充実

〔内 容〕

地域担当職員が、地域の声を直接聞く中で地域の課題を把握し課題解決へ向けた活動へつなげます。課題解決のための情報提供として、市民活動センターの活用を推進するとともに、市民活動参画支援事業やモデル町会支援事業等への応募を推進する役割を果たします。また、実効性を高めるため制度を見直します。

〔時 期〕 平成31（2019）年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

③ 町会長連合会との連携

〔内 容〕

町会長連合会と連携し、町会運営に役立つ研修会を開催します。また、将来の町会のあり方を見据えた町会相互の意見交換や町会再編の取組を支援します。

〔時 期〕 平成31（2019）年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各課

④ 事務事業の委託等の推進

〔内 容〕

公共財産の維持管理、美化活動及び佐野市介護予防・日常生活支援総合事業について、町会等への委託等を推進します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、いきいき高齢課、各課

推進施策2 町会活動の拠点整備支援

地域住民の連携や町会活動の拠点となる自治公民館の整備について支援を行い、活動環境を整備して地域の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	平成29年度 (2017年度)	平成33年度 (2021年度)
整備された施設割合(交付施設数/自治公民館数)	45.5%	54.5%

《推進事業》

① 自治公民館整備支援事業の実施

〔内 容〕

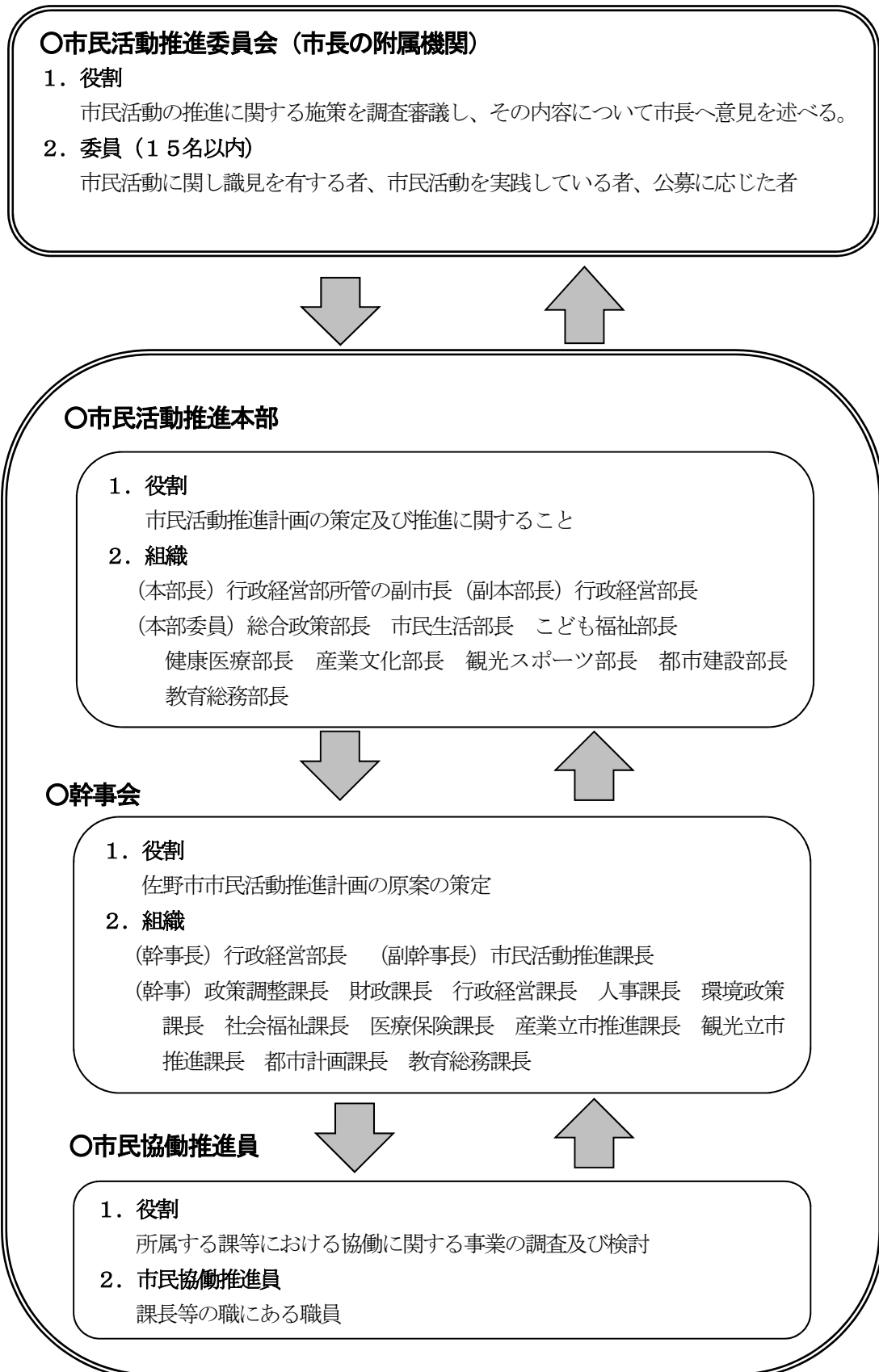
地域住民にとって身近な自治公民館の利用促進を図り、地域活動の活性化を図るため、自治公民館の新築・増改築・修繕・用地取得にかかる費用を支援します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 公民館管理課、市民活動促進課

第5章 計画の推進にむけて

第1節 計画の推進体制



第2節 計画の進行管理等

(1) 事業実施者による自己評価

事業実施課が実施した協働事業を自ら評価します。この評価については、事務事業評価により実施します。

(2) 市民活動推進本部による評価

市民協働推進員は、所属部署における協働に関する事業の調査及び協働で取り組む事業の検討を行います。その内容を踏まえて、市民活動推進本部幹事会において、次期計画の見直しを検討し、推進本部において計画内容を定めます。

(3) 市民活動推進委員会の指導・助言

市民活動推進委員会は、市民活動の推進に関する施策を調査審議するとともに、事業実施における助言を行います。

資 料 編

1 市政に関するアンケート結果

アンケート1

(%)

あなたは、「協働」という言葉やその内容を知っていますか。		平成27年度	平成28年度	平成29年度
回 答	「協働」の内容を理解している	17.3	15.8	21.1
	「協働」という言葉は知っているが、内容はわからない	26.3	30.2	31.2
	「協働」という言葉を初めて聞いた	52.1	50.8	44.6
	無回答	4.2	3.3	3.1

アンケート2

(%)

あなたは、これまで何らかの市民活動(ボランティア活動、NPO活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等)をしたことがありますか。		平成27年度	平成28年度	平成29年度
回 答	現在、活動している	15.5	20.3	22.2
	過去に活動したことはあるが、現在は活動していない	39.4	36.5	40.4
	活動したことはない	41.2	40.8	34.9
	無回答	3.9	2.4	2.5

アンケート3

(%)

これからのまちづくりは、市民が主体であることが重要であるとされていますが、あなたは、佐野市のまちづくりが市民主体で行われていると思いますか。		平成27年度	平成28年度	平成29年度
回 答	そう思う	8.5	7.9	8.2
	どちらかといえばそう思う	22.1	24.7	23.1
	どちらかといえばそう思わない	22.2	20.2	22.4
	そう思わない	14.4	13.7	13.5
	わからない	28.4	31.3	30.0
	無回答	4.2	2.3	2.8

*「市政に関するアンケート」

この調査は、市民の意見や要望を把握し、今後の施策の基礎資料とするため、毎年、満20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して行っています。

内容は、「佐野市の住みやすさ」、「市政全般」、「各取組に関すること」等です。その中で市民活動に関する設問について抜粋しました。

2 策定経過

佐野市市民活動推進委員会（市民）

実施時期	実施項目	内容等
H29.9.28	平成29年度第2回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画(第二期計画)の現状と第三期計画における取組課題について
H30.3.15	平成29年度第3回市民活動推進委員会	「佐野市市民活動推進計画(第二期計画)の現状と第三期計画における取組課題について」意見のまとめ
H30.5.15	平成30年度第1回市民活動推進委員会	「佐野市市民活動推進計画(第三期計画)の特徴について」説明
H30.7.10	平成30年度第2回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(原案)の審議(意見把握)
H30.10.24	平成30年度第3回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(案)の内容確認(意見把握)
H31.3.13	平成30年度第4回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)報告

佐野市市民活動推進本部会議等（庁内）

実施時期	実施項目	内容等
H30.4.12	第1回市民活動推進本部幹事会	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(原案)の策定
H30.4.24	第1回市民活動推進本部会議	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(原案)の審議
H30.7.31	第2回市民活動推進本部幹事会	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(案)の審議・策定
H30.8.8	第2回市民活動推進本部会議	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(案)の審議・策定
H30.10.29	第3回市民活動推進本部・幹事会合同会議	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)(案)の審議・策定
H31.1月	パブリックコメントの実施	佐野市市民活動推進計画(第三期計画)について、パブリックコメント実施

3. 市民活動参画支援事業・市民活動モデル町会支援事業の活動状況

(1) 市民活動参画支援事業

佐野市中途失聴・難聴者協会（中途失聴者・難聴者等活動支援事業）



NPO教育支援協会北関東佐野事務局（冬休みわくわく学習体験事業）



緑化クラブぱなばな（緑化ボランティア事業）



シルバー大学校佐野同窓会（きれいな佐野づくり推進事業）



（２）市民活動モデル町会支援事業

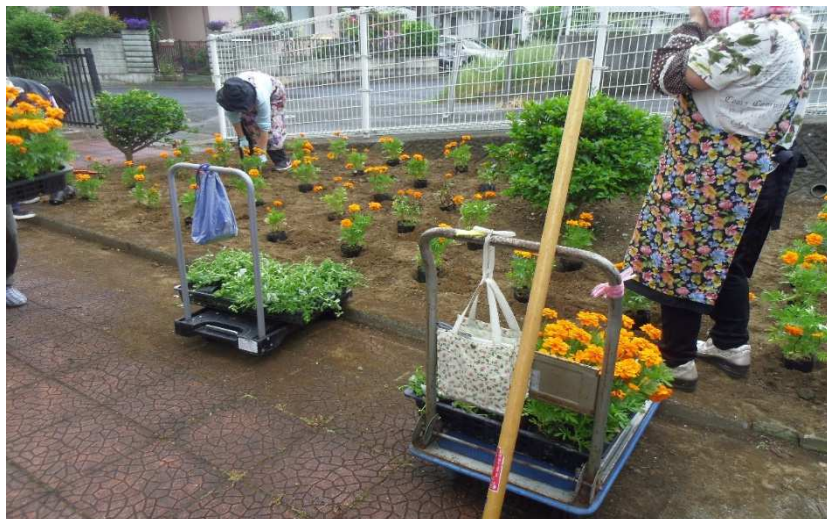
村上町町会（東・西弁天池整備事業）



大橋町(市街部)町会（通学路の防犯安全パトロール事業）



米山町町会(花いっぱい活動・親睦会等を通じた住民交流事業)



石塚町（緑）町会（いきいき健康増進事業）



若宮上町町会（こころのバトン運動事業）



関川町町会（関川水路の環境保全と里山の保全事業）



4 佐野市市民活動推進条例

平成19年12月21日条例第44号

佐野市市民活動推進条例

私たちのまち佐野市は、万葉の詩情あふれる豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知と努力により人と自然が調和した個性と魅力ある地域社会を築いてきた。

今日の地域社会は、少子高齢化、高度情報化、国際化へと進み、市民の要望や価値観は多様化し、地域が抱える課題も多岐にわたり、かつ、複雑化してきている。そこで、柔軟性や専門性を持つ市民や市民活動団体による活動が、様々な地域課題の解決の一役を担うことが求められる。

本市が活力あるまちとして発展し続けるためには、市民一人一人が家庭、地域、学校、職場などの様々な場で市民活動に関心を持ち、実践することにより地域で支えあうことの大切さを認識する必要がある。そして、公益という共通の価値観のもと、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互の特性を尊重し、対等な立場で協働することが重要である。さらに、市民、市民活動団体及び事業者の創意工夫と行動力を活かした新たな公共サービスへの進展が求められる。

ここに、市民活動を推進し、人と人との触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うものであって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的にその活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者

- 4 この条例において「事業者」とは、市の区域内において、営利を目的とする事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

- 2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民活動の推進に関する施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

- 3 市は、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、市民活動を推進するために必要な情報を積極的に提供しなければならない。

(人材の育成)

第9条 市は、市民活動を推進する人材を育成するため、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携を推進するための措置)

第10条 市は、市民、市民活動団体及び事業者の相互の交流及び連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(佐野市市民活動推進委員会)

第11条 市民活動の推進を図るため、市長の附属機関として、佐野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民活動の推進に関する施策を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
- (3) 佐野市市民活動センター条例（平成19年佐野市条例第45号）第1条に規定する佐

野市市民活動センターの運営に関し評価を行うこと。

(4) 前3号に掲げる事項に関し市長に意見を述べること。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民活動に関し識見を有する者

(2) 市民活動を実践している者

(3) 公募に応じた者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

5 佐野市市民活動センター条例

平成19年12月21日条例第45号

佐野市市民活動センター条例

佐野市総合ボランティアセンター条例（平成17年佐野市条例第112号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民活動（佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。）の推進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、佐野市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市市民活動センター	佐野市大橋町3211番地5

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 市民活動に関する研修及び人材の育成に関すること。
- （2） 市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進に関すること。
- （3） 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- （4） 市民活動のための施設の提供に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業（指定管理者による管理）

第4条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- （2） センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- （3） 施設等の維持管理に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

- （1） 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
午前9時から午後6時まで
- （2） 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用することができる者は、市民活動を行う個人及び法人その他の団体とする。

(利用の許可)

第9条 センターの次に掲げる施設及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

(1) 研修室

(2) 点訳室

(3) 作業室

(4) 録音室

(5) 印刷室

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(施設等の変更禁止)

第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(物品販売等の禁止)

第13条 センターにおいては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第15条 センターの施設の利用に係る料金は、無料とする。

2 センターの有料の附属設備は、ロッカーとする。

3 ロッカーの利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

4 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によりロッカーを利用することができなくなったとき。
- (2) 許可を受けた利用開始日の前日までに利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、センターの入館者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第14条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第19条 利用者又は入館者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第15条第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市総合ボランティアセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市市民活動センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第15条関係）

区分	金額
ロッカー	1個1月につき100円

備考

- 1 利用期間が1月に満たないときは1月、利用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月とする。
- 2 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

6 佐野市市民活動推進委員会規則

平成19年12月21日規則第76号

改正

平成21年3月31日規則第26号

佐野市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号。以下「条例」という。）第11条第7項の規定に基づき、佐野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政経営部市民活動促進課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正)

- 3 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則（平成17年佐野市規則第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成21年3月31日規則第26号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

7 佐野市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略)

	No.	氏 名	所 属	任命期間
市民活動識見者	1	篠崎 利夫	佐野日本大学高等学校	H30. 4. 30まで
	2	土崎 雄祐	国立大学法人茨城大学社会連携センター	H30. 5. 1から
	3	中田 裕久	栃木県NPO協会	H30. 4. 30まで
	4	日景 仁	佐野日本大学高等学校	H30. 5. 1から
	5	松崎 勇人	佐野日本大学短期大学	H30. 4. 30まで
市民活動実践者	6	大木 美智子	メンタルヘルスボランティアグループ「フレンド」	
	7	奥 利文	公益社団法人佐野法人会 青年部会	
	8	小倉 徳次	佐野市ボランティア協会	
	9	片柳 由香	NPO法人パブリックサポートセンター	
	10	熊倉 幸太郎	佐野市社会福祉協議会	
	11	五賀 幹正	佐野市町会長連合会	
	12	須田 次雄	イオニテール(株)イオスタイル佐野新都市店	H30. 9. 30まで
	13	桜井 茂	イオニテール(株)イオスタイル佐野新都市店	H30. 10. 1から
	14	永島 徹	NPO法人風の詩	
公募者	15	足立 由美子	公募委員	H30. 5. 1から
	16	大和田 正勝	公募委員	H30. 5. 1から
	17	武政 康子	公募委員	
	18	廣瀬 幹雄	公募委員	
	19	宮森 勝市	公募委員	H30. 4. 30まで
	20	村野 利雄	公募委員	

8 佐野市市民活動推進本部設置要綱

平成 29 年 7 月 12 日佐野市訓令第 15 号

佐野市市民活動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市民活動（佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に推進するため、佐野市市民活動推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民活動推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市民活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2 本部長は行政経営部の所管に属する事務を担当する副市長を、副本部長は行政経営部長を、本部委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、その定めるところにより、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民活動推進計画の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民活動推進に関し本部が指定する事務

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は行政経営部長を、副幹事長は市民活動促進課長を、幹事は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行政経営部市民活動促進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第８号）
この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

総合政策部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長
観光スポーツ部長 都市建設部長 教育総務部長

別表第２（第６条関係）

政策調整課長 財政課長 行政経営課長 人事課長 環境政策課長 社会福祉課長
医療保険課長 産業立市推進課長 観光立市推進課長 都市計画課長 教育総務課長
一部改正（平成３０年訓令８号）

９ 佐野市市民活動推進本部委員名簿

平成３０年４月１日現在

No	役 職	職 名	氏 名
1	本 部 長	副 市 長	飯塚 久
2	副本部長	行政経営部長	金子 好雄
3	本部委員	総合政策部長	加藤 栄作
4	本部委員	市民生活部長	中里 勇
5	本部委員	こども福祉部長	齋川 一彦
6	本部委員	健康医療部長	高松 敏行
7	本部委員	産業文化部長	小野 勉
8	本部委員	観光スポーツ部長	松本 仁
9	本部委員	都市建設部長	青木 正典
10	本部委員	教育総務部長	大木 聡

佐野市市民活動推進計画(第三期計画)

平成31年(2019年)3月

発行 佐野市

編集 佐野市行政経営部市民活動促進課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3812

F A X 0283-22-9104

E-mail siminkatudou@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>